

平成30年第1回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成30年2月28日（水曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 本巢市教育委員会委員の任命について
- 日程第5 議案第2号 本巢市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第3号 本巢市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第4号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第5号 本巢市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第6号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第7号 消防広域化に伴う人事関係条例の整理に関する条例について
- 日程第11 議案第8号 本巢市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第9号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第10号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第11号 本巢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第12号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第13号 本巢市転作促進技術研修センター条例を廃止する条例について
- 日程第17 議案第14号 本巢市企業誘致促進審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第15号 本巢市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第16号 本巢市企業用地造成事業特別会計条例について
- 日程第20 議案第17号 本巢市織部の里もとす条例等の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第18号 本巢市環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第19号 本巢市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第20号 本巢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第21号 本巢市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第22号 不動産（土地）の取得について
- 日程第26 議案第23号 本巢東辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第27 議案第24号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第28 議案第25号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第29 議案第26号 本巢消防事務組合の解散に関する協議について
- 日程第30 議案第27号 本巢消防事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

- 日程第31 議案第28号 平成29年度本巢市一般会計補正予算（第6号）について
日程第32 議案第29号 平成29年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第33 議案第30号 平成29年度本巢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第34 議案第31号 平成30年度本巢市一般会計予算について
日程第35 議案第32号 平成30年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
日程第36 議案第33号 平成30年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
日程第37 議案第34号 平成30年度本巢市企業用地造成事業特別会計予算について
日程第38 議案第35号 平成30年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算について
日程第39 議案第36号 平成30年度本巢市公共下水道特別会計予算について
日程第40 議案第37号 平成30年度本巢市水道事業会計予算について
日程第41 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 高橋勇樹 | 2番 | 今枝和子 |
| 3番 | 高田浩視 | 4番 | 寺町茂 |
| 5番 | 河村志信 | 6番 | 澤村均 |
| 7番 | 堀部好秀 | 8番 | 鏝本規之 |
| 9番 | 黒田芳弘 | 10番 | 臼井悦子 |
| 11番 | 道下和茂 | 12番 | 村瀬明義 |
| 13番 | 若原敏郎 | 14番 | 瀬川治男 |
| 15番 | 上谷政明 | 16番 | 大西徳三郎 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|------------------|------|----------------|-------|
| 市長 | 藤原勉 | 副市長 | 石川博紀 |
| 教育長 | 川治秀輝 | 総務部長 | 畑中和徳 |
| 企画部長 | 大野一彦 | 市民環境部長 | 森寛 |
| 健康福祉部長 | 久富和浩 | 産業建設部長 | 青木幹根 |
| 林政部長兼 根尾総合支所長 | 蜂矢嘉徳 | 上下水道部長 | 三浦剛 |
| 教育委員会 事務局長 | 溝口信司 | 会計管理者兼 会計課長 | 小野島広人 |

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会議務局長 坪内重正

議会書記 杉山昭彦

議会書記 大久保守康

開会の宣告

○議長（鰐本規之君）

議席番号15番 上谷政明君より欠席届が提出されておりますので、報告をいたします。

ただいまから平成30年第1回本巢市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

撮影の許可について申し上げます。議場内において、市長の行政報告及び所信表明の場面を放送関係者に撮影を許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鰐本規之君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号14番 瀬川治男君と16番 大西徳三郎君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鰐本規之君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月23日までの24日間とし、3月1日、3日から11日、14日から22日までを休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、先ほど述べたとおりとすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（鰐本規之君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告をいたします。

それでは、出席しました主な会議等につきまして報告させていただきます。

2月1日、瑞浪市において第279回岐阜県市議会議長会が開催され、瀬川副議長と出席してきました。その内容について、報告をいたします。

初めに会務報告があり、その後、議案の審議に入りました。審議の結果、全て原案のとおり採択をされました。

続いて、平成30年度岐阜県市議会議長会の負担金及び会計予算について、平成30年度岐阜県市議会議長会慶弔基金の拠出及び会計予算について、それぞれ提案説明があり、審議の結果、全て原案のとおり可決されました。

最後に、次期開催市を恵那市に決定し、閉会をいたしました。

次に、2月14日、大野町の西濃環境整備組合の事務所において、平成30年第1回西濃環境整備組合議会定例会が開催され、出席しましたので報告させていただきます。

定例会に提出された議案は3件であり、審議の結果、3議案とも原案のとおり可決・承認されました。

以上、報告いたします。

なお、会議等の資料につきましては、配付しました資料とともに議会事務局に保管してあります資料を参照していただきたいと思っております。

これで議長報告を終わります。

次に、議会だより編集特別委員会の報告を委員長にお願いいたします。

議会だより編集特別委員会委員長 臼井悦子君。

○議会だより編集特別委員会委員長（臼井悦子君）

議会だより編集特別委員会から報告します。

議会だより第57号につきましては、2月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところであります。

掲載内容につきましては、12月に開かれました第5回定例会の内容が主なものとなっております。表紙には、一色小学校と土貴野小学校で行われた命を守る訓練の写真を掲載しました。2ページからは、定例会で議決された議案、一般質問、議員活動日誌、委員会報告、審議結果の順に掲載し、12ページには、特集として静岡県牧之原市との災害時等の相互応援に関する協定締結についての記事を掲載しました。

今回は、11月14日、12月14日、12月19日、12月27日、平成30年1月9日の計5回、委員会を開催いたしました。

次回の議会だよりについては、今定例会の内容を主なものとして、5月1日発行予定です。

また、次号掲載の議会だよりから、代表質問、一般質問コーナーについて、原稿様式を新しくしました。詳細につきましては、全議員に通知文書をレターケースに配付しましたので、御確認ください。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告を終わります。

○議長（鰐本規之君）

ありがとうございました。

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いします。

もとす広域連合議会議長、16番 大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

それでは、もとす広域連合議会報告をさせていただきます。

平成30年第1回もとす広域連合議会定例会が、会期を2月9日から22日までの14日間とし、本巢市役所真正分庁舎3階議場において開催されましたので、報告いたします。

定例会に提出されました執行部の議案は、条例の制定1件、条例の一部改正8件、平成29年度補正予算3件、平成30年度当初予算3件の計15件でした。

条例の制定は、もとす広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例についてであり、その提案理由は、介護保険法の改正により、平成30年4月1日から居宅介護支援事業者の指定権限が県から保険者に移譲されることに伴い、制定されたものでした。

次に、条例の一部改正8件があり、もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、平成29年人事院勧告及び労働基準法に基づき、所要の改正をするものでした。

次に、もとす広域連合職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例については、雇用保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものでした。

次に、もとす広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、業務内容等を考慮し、平成30年度より特殊勤務手当の一部を廃止するものでした。

次に、もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険法第129条の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの保険料率の設定等を行うため、所要の改正をするものでした。

次に、もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、及びもとす広域連合介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例については、介護保険法及び老人福祉法の規定に基づき、それぞれの事業における事業の人員、設備及び運営等に係る基準等の一部が改正されたことに伴い、所要の改定をするものでした。

次に、もとす広域連合老人福祉施設大和園条例の一部を改正する条例については、老人デイサービスの利用人数の増加に対応するための定員を見直すものでした。

以上、条例の制定及び一部改正については、所管する常任委員会に付託され、各常任委員会で審査、委員長報告を受け、審議の結果、全議案とも原案のとおり可決されました。

次に、平成29年度一般会計、介護保険及び老人福祉施設特別会計の補正予算3件については、一般会計が既定の予算総額から1,666万6,000円を減額するもの、介護保険特別会計が既定の予算総額に3,289万6,000円を追加するもの、老人福祉施設特別会計が規定の予算総額から2,692万7,000円を減額するものであり、それぞれ提案説明を受け、関係する常任委員会に付託または協議され、審議の後、原案のとおり可決されました。

続いて、平成30年度一般会計、介護保険及び老人福祉施設特別会計に係る当初予算3件について

は歳入歳出総額を、一般会計は4億6,710万円、対前年度760万円増、介護保険特別会計は76億20万円、対前年度3億7,920万円増、老人福祉施設特別会計は9億3,450万円、対前年度560万円増の予算額とするもので、それぞれ提案説明があり、関係する常任委員会に付託または協議され、審議の結果、原案のとおり可決されました。

なお、一般質問及び付託議案等の採決等の後、議会の人事に係る選挙及び各常任委員会等の委員の選任が行われました。議長は選挙で、私、大西徳三郎が就任をいたしました。ほかに本巢市議会議員関係者では、老人福祉常任委員会委員長に黒田芳弘君、議会運営委員会副委員長に若原敏郎君が選任されました。そのほかのもとす広域連合議会構成につきましては、配付しました名簿を御参照ください。また、もとす広域連合の監査委員のうち、議員のうちから選任する監査委員が辞職されたことに伴い、新たに村木俊文君が選任されました。

以上で、もとす広域連合の議会の報告とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

次に、市長から行政報告及び所信表明をお願いいたします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を先に申し述べさせていただきます。

初めに、各種計画の策定状況につきまして御報告を申し上げます。

まず、公共施設（建物）再配置の基本となる考え方や手法等をまとめる公共施設再配置計画につきましては、昨年度策定した公共施設総合管理計画で定めた総延べ床面積16%削減の目標を確実に実現するため、各公共施設の存続、廃止、統合等の方針により、時期などの具体的なロードマップを作成し、市民への問題意識の共有と合意形成を図ることを目的に、内部検討会議や学識経験者及び各種団体代表者による外部検討会議の検討を踏まえた再配置計画案をパブリックコメントにより公表し、現在、市民の皆様からの意見を募集しているところでございます。

今後は、寄せられた意見を踏まえて第3回の外部検討会議を開催し、年度末に公共施設再配置計画を策定することとしております。

次に、本巢市地域福祉計画につきまして御報告いたします。

本計画は、地域福祉の推進に関する基本的な方針を定める計画で、今回が第3期となります。

策定につきましては、平成28年度に地域福祉に関する市民アンケート調査を実施し、今年度は、市議会議員、福祉・介護関係者、民生委員、児童委員などで構成する市地域福祉推進委員会及び各地域部会におきまして御検討いただき、計画の策定を進めてまいりました。

地域福祉計画は、老人福祉計画や障がい福祉計画を初めとする福祉分野の上位計画として、各計画と整合性を図りながら策定したもので、計画期間を平成30年度から平成34年度までの5年間とし、「ふれあい、つながり、支え合う 安心とやさしさに包まれたまち もとす」の実現を目指すものでございます。

来月3月7日に開催の第3回地域福祉推進委員会において計画の承認と答申を受けまして、策定

することとしております。

次に、本巢市老人福祉計画につきまして御報告いたします。

老人福祉計画は、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画で、今回は第5期となります。

本計画は、市第2次総合計画の高齢者分野として位置づけられるものであることや、もとす広域連合が策定しております介護保険法に基づく介護保険事業計画及び市地域福祉計画の福祉分野の計画と整合性を図りながら、一体的に策定するものでございます。

平成28年度にもとす広域連合が実施いたしました介護予防・日常生活圏域ニーズ調査をもとに、市議会議員、保健医療関係者、福祉・介護関係者、民生委員、児童委員などで構成する市老人福祉計画作成委員会におきまして御検討いただき、計画の策定を進めてまいりました。

本計画の計画期間は平成30年度から平成32年度までの3年間となっており、「ともに支え合う、安心とほほえみに満ちたまちづくり」の実現を目指すものでございます。

来月3月9日に開催の第3回作成委員会において計画の承認と答申を受けまして、策定することとしております。

次に、本巢市障がい福祉計画、本巢市障がい児福祉計画につきまして御報告いたします。

本計画は、障がい福祉サービスと障がい児通所支援等に関する数値目標や支援体制の確保に向けた方策など、本市における障がい者施策の一層の充実を図るため、児童福祉法の改正に伴い、これまでの障がい福祉計画のうち障がい児福祉の部分については個別の計画とすることとし、第5期本巢市障がい福祉計画及び第1期本巢市障がい児福祉計画とし、上位計画である市障がい者計画と整合性を図りながら策定したものでございます。

計画の策定に当たりましては、障がい者を対象に、日常生活等の現状や福祉サービスに対するニーズを把握するためにアンケート調査を実施いたしました。また、福祉サービスの改善や地域共生社会を実現するために、直接支援をいただいております福祉サービス提供事業所にヒアリング調査を実施し、当事者意見を反映できる策定体制により内容の検討を行い、計画期間を平成30年度から平成32年度までの3年間とし、「心がかよあい、誰もが安心して暮らせる福祉のまち」の実現を目指すものでございます。

今月2月13日の市障がい者地域自立支援協議会において、計画が承認されたところでございます。

次に、第2次本巢市道路網整備計画の策定につきまして御報告申し上げます。

市道路網整備計画につきましては、平成20年3月に策定されてから10年が経過していることや、今後、東海環状自動車道が開通し、市内にインターチェンジやパーキングエリアが建設されるなど、社会情勢や土地利用状況が大きく変化することが見込まれております。そのため、第2次総合計画や現在策定中の都市計画マスタープランと整合した幹線道路整備計画が必要であることから、第2次本巢市道路網整備計画として策定を進めてきたところであります。

計画の策定に当たりましては、都市計画マスタープランの将来都市構造における土地利用計画との整合を図り、産業拠点・商業拠点へのアクセスやそれらを結ぶ連絡網など、幹線道路のネットワーク化となるよう路線の指定をし、学識経験者を交えた本巢市道路網整備計画策定委員会での意見

やパブリックコメントによりいただいた意見を踏まえ、道路網整備計画として策定しております。

今後は、この計画の道路整備アクションプランに基づき、幹線道路の整備を推進していきたいと考えております。

次に、本巣市都市計画マスタープランについて御報告いたします。

市都市計画マスタープランは、平成37年度を目標に、市の土地利用や道路・公園等の都市施設など、将来の本巣市のあるべき姿をまとめたまちづくり構想の基本方針となるものでございます。

前回のマスタープランにおきましては、平成20年2月に策定し、それに基づき都市計画の再編を行いました。具体的には、岐阜都市計画から離脱し、本巣都市計画として区域を広げ、特定用途制限地域等、新たな制度を導入しながら、地域特性に応じた合理的な土地利用が行われるよう、誘導、規制を進めてきたところでございます。

その後、地方分権の推進や東日本大震災の発生等、社会情勢は目まぐるしく変化し、本市におきましても、東海環状自動車道の整備が進むなど、都市構造に大きな変化が見込まれている状況でございます。

こうした状況に対応するため、平成27年度に計画の策定に着手し、住民や企業を対象としたアンケート調査を実施するとともに、職員で構成する作業部会、策定委員会において素案の策定を進めてまいりました。また、今年度には、各地域ごとに住民説明会を開催するとともにパブリックコメントを実施するなど、広く市民からの意見をお聞きしながらマスタープランの素案に反映させてまいりました。

こうして策定してまいりました素案につきましては、2月6日に本巣市都市計画審議会に対し諮問させていただき、御協議していただいた結果、2月16日に原案を適当と認めていただく答申をいただきました。

市におきましては、答申をいただいた原案のとおり本巣市都市計画マスタープランを策定し、県に対して2月22日に通知したところでございます。

次に、東海環状自動車道西回りルート of 整備状況につきまして御報告申し上げます。

本道路につきましては、国土交通省において着々と整備を進めていただいておりますが、昨年12月18日には、開通見通しが出されておりました（仮称）大野・神戸インターチェンジから（仮称）高富インターチェンジ間において、平成36年度に開通される見通しが発表され、あわせて本道路の整備加速に向け、財政投融资を活用する方針が示されました。

平成30年1月末時点での本巣市内の用地取得状況は、完了地権者数の割合では約96%、取得面積では約98%となっており、工事については（仮称）糸貫インターチェンジ付近で橋台2基と橋脚2基の整備が進められているところでございます。

また、早期整備を促進するため、1月30日には、岐阜県知事に同行し、東海環状自動車道の整備促進に関する提言活動を行うとともに、岐阜中部首長協議会としても、国土交通省、財務省などに必要な予算の確保と早期整備の要望を行ってまいりました。

いずれにいたしましても、早期にこの東海環状自動車道の整備が完了いたしますように、市とし

て用地取得などへの協力体制を整えるとともに、整備効果を十分に発揮できるよう、県とともにインターチェンジへのアクセス道路の整備や新たな企業誘致や地域活性化に向けた取り組みをしてまいりたいと考えております。

次に、消防の広域化につきまして御報告申し上げます。

岐阜地域4市1町の消防広域化につきましては、昨年6月議会で御決定いただき、所要の準備経費による各署所の改修、資機材の整備や各種事務の引き継ぎの準備、また本巢消防事務組合の解散に伴う財産処分と広域化への署所や車両等の移行などの協議を重ねてまいりました。

協議の結果、平成30年3月31日をもって本巢消防事務組合を解散し、平成30年4月1日からは、岐阜市、瑞穂市、山県市、北方町と本巢市による岐阜地域4市1町消防広域化がよいよ実現する運びとなっております。

次に、観光等施設の整備状況につきまして御報告申し上げます。

織部の里もとす及びNEO桜交流ランドの機能向上と集客力向上を図るため、国の地方創生拠点整備交付金等を活用した改修工事を昨年11月に着手し、織部の里もとすにつきましては、外で販売していた農産物等を室内に移設し、稼働率の低いそば打ち道場を土産物売りに改修、また2棟に分かれていた建物を接続するなど、回遊性を高めた施設に改修を行っております。

また、NEO桜交流ランドにつきましては、ふるさと体験工房をダンスホール等に改修するとともに、芝生広場に教育研修や企業研修に使用できるプロジェクトアドベンチャー施設の建設を行っており、3月23日に完成する予定であります。

4月1日からは、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社による運営が開始されます。民間事業者が持つ経営ノウハウを活用した利用者への高いサービスの提供、各種イベントの開催や効果的な情報発信、新鮮な地元産品や食材を使った6次産品の開発や販売など、近隣の類似施設との差別化により、本市の観光振興に貢献してくれるものと期待をしております。

次に、企業用地造成事業につきまして御報告を申し上げます。

新たな企業誘致に向けた土地を確保するため、平成28年度に工場用地適地調査を行い、市内で6カ所のエリアを工場用地の適地として抽出し、今年度、誘致活動を実施してまいりました。

こうした中、浅木地区において、一丸ファルコス株式会社より工場増設についての打診を受けたため、同社と協議を重ね、昨年11月に、市が進出企業の希望する工場用地を取得し、造成後に企業へ分譲するオーダーメイド型による企業用地造成事業の実施について合意をいたしましたので、同月に自治会に説明し、12月に自治会役員及び地権者への説明会を開催し、12月末までに地権者全員の同意を得たところでございます。

この事業を実施するに当たり、平成30年度から企業用地造成事業特別会計を新たに設置し、平成30年度から平成34年度にかけて、市が企業用地を造成し、企業に分譲する事業として進めてまいりたいと考えております。

次に、平成30年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が2月7日に開催されましたので、その概要につきまして御報告を申し上げます。

提出されました案件は、平成30年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、平成30年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、平成29年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、それから岐阜県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、岐阜県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の作成について、岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任についての7件でございます。

まず、平成30年度一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億5,759万6,000円でございます。主に人件費の増額によりまして、前年度対比1.71%、432万4,000円の増額となっております。

次に、平成30年度特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,483億9,861万5,000円でございます。前年度対比0.18%減、4億5,587万円の減額となっております。

歳入におきましては、市町村支出金428億5,980万8,000円、国庫支出金803億3,277万2,000円、県支出金203億3,657万円、支払基金交付金994億8,796万7,000円及び繰越金50億3,000万円が主なものでございます。

また、歳出におきましては、保険給付費が2,441億4,657万2,000円、保健事業費が8億9,566万9,000円とする事業が主なものでございます。

提出されました7議案は、いずれも原案のとおり可決・同意されましたので御報告いたします。

次に、平成30年第1回西濃環境整備組合議会定例会が2月14日に開催されましたので、その概要につきまして御報告申し上げます。

提出されました案件は、平成30年度西濃環境整備組合経費の分賦金額及び分賦方法について、平成30年度西濃環境整備組合一般会計予算、並びに専決処分の報告並びにその承認についての3件でございます。

まず、平成30年度西濃環境整備組合経費の分賦金額及び分賦方法についてでございますが、ごみ処理関係分賦金10億9,278万円及び屋内温水プール関係分賦金3,464万4,000円の合計11億2,742万4,000円を、構成市町の搬入量割、人口割、均等割により各市町の負担割合を定めるものでございまして、平成30年度の本巣市の負担額は全体の15.11%に当たる1億7,040万2,000円でございます。

次に、平成30年度一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億1,722万1,000円でございます。主に施設建設費の減額によりまして、前年度対比42.6%減、10億5,149万9,000円の減額となっております。

歳入におきましては、市町分賦金11億2,742万4,000円、ごみ処理手数料2億2,296万2,000円、財政調整基金からの基金繰入金2,100万円が主なものでございます。

また、歳出におきましては、ごみ処理に係る光熱水費等の需用費4億2,038万7,000円、流動床炉及び熔融炉等の定期修繕に伴う工事請負費1億9,310万5,000円、及び一般廃棄物処理事業債の償還金元金及び利子2億8,197万1,000円が主なものでございます。

次に、専決処分の報告並びにその承認については、岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により平成29年12月6日に専決処分したので、同条第3項により報告し、承認を求めるところでございます。

提出されました3案件は、いずれも原案のとおり可決・承認されましたので御報告いたします。
以上、行政報告とさせていただきます。

次に、新年度に当たりまして、市長の所信表明を申し述べさせていただきたいと思っております。

平成30年第1回本巣市議会定例会の開会に当たり、新年度予算を初め提出議案の御審議をお願い申し上げます。先立ちまして、新年度における施策の大綱と私の市政運営に関する所信を申し述べさせていただきます。議員各位並びに市民の皆様のお一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず初めに、市政の推進に当たり、私が基本とする市政運営につきまして申し上げます。

私は、市長として市政をお預かりして以来、市政の推進に当たり、市民の皆様の声をよく聞く現場主義、対話主義、市民目線を市政運営の基本姿勢として、市政運営に努めてまいりました。

新年度におきましても、引き続きこうした市政運営を基本姿勢に、本巣市第2次総合計画や本巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合を図りながら、私が重点的に取り組んでいくとしております6つの基本政策に基づき、住みよいまち日本一を目指して、さらに元気で笑顔あふれる本巣市づくりを推進してまいりたいと考えております。

本巣市は、平成16年2月1日に4町村の合併で誕生し、平成30年は合併15年目という節目の年を迎えております。本巣市は、議員各位を初め、市民の皆様の御支援・協力をいただき、この15年、一步一步着実に進展してきました。

今、我が国は、世界に例を見ないスピードで少子・高齢化が進行し、地方都市の衰退の加速化等が危惧されておりますが、これからも市民の皆様が、本巣市に住んでよかった、これからも住み続けたいと実感していただくために、本巣市の特性である助け合いの心と人のぬくもりを基本に、本巣市が有する多様な自然、文化、産業を生かした地域づくりを、引き続き、議員の皆様を初め、市民の皆様の参加・協力をいただきながら、次の20年、25年も着実に進展し続けていけるよう、私を含めまして全職員が知恵を出し、汗をかき、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、平成30年度予算の編成に当たり、市政を取り巻く国内情勢などにつきまして御報告申し上げます。

まず、我が国の経済は、内閣府の本年1月の月例経済報告で報告されていますように、雇用・所得環境の改善や海外経済の回復が続く中で緩やかな回復基調が続いており、輸出や生産の持ち直しが続くとともに、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど、民需が改善し、経済の好循環が実現しつつあります。

こうした中、政府は、持続的な経済成長の実現に向け、生産性革命と人づくり革命を車の両輪として、少子・高齢化という最大の壁に立ち向かうため、新しい経済政策を打ち出し、経済成長の果実を生かし、誰もが生きがいを感じ、その能力を思う存分発揮することができる一億総活躍社会の

着実な実現と経済の好循環の強化を図っていくこととしております。

それでは、こうした社会経済情勢や国の平成30年度地方財政対策を踏まえて編成いたしました新年度予算の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、国の平成30年度地方財政対策によりますと、地方一般財源総額は、現在の景気回復を踏まえ、地方が子ども・子育て支援や地方創生等の重要課題に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方税や地方譲与税などの増を見込み、平成29年度を356億円上回る62兆1,159億円の額が確保されたところでございます。しかし、地方公共団体の重要な財源であります地方交付税につきましては、前年度より2.0%減の16兆85億円と厳しい状況にあります。

また、歳出面におきましては、公共施設等の老朽化対策を初め、適正管理を推進するための公共施設等適正管理推進事業や、地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細やかな施策を可能にするまち・ひと・しごと創生事業に前年同額の1兆円が計上され、重点的に取り組むことが求められているところであります。

このように、地方財政につきましては、税収の増加など、一部に明るい兆しが見えるものの、今後も子ども・子育て支援や医療・介護等の社会保障関係経費の増加や公共施設等の老朽化対策経費の増加が見込まれるなど、厳しい状況にあるものと言えます。

次に、本市の財政状況を申し上げますと、合併以来、財政の健全化を維持していくため、これまで行財政改革大綱に基づく行財政改革実施計画の着実な推進、歳出削減への取り組みや地方債発行の抑制、安定した市税収入を確保することなどに努めてまいりました。その結果、財政の健全化判断比率は国が示す基準以下となっており、現段階では引き続き健全性は保たれている状況でございます。

しかし、今後の財政見通しでは、歳入につきましては、国の経済対策により景気が緩やかな回復基調にあることや、近い将来、消費税率の引き上げが予定されていることなどから、緩やかな収入増が期待されるものの、本巢市では市税に次いで収入の多い地方交付税が既に段階的縮減期間の5年目となり、普通交付税の減額幅が年々増加しており、平成31年度以降はこの減額後の普通交付税がベースになる見込みであることから、今後、厳しい財政運営を強いられる見込みであります。

一方、歳出は、ますます進行する少子・高齢化により、今後も医療や介護などに要する経費、いわゆる扶助費などの社会保障関係経費の増加が懸念されております。また、建物、道路、橋梁など公共施設の老朽化が進行し、施設の維持管理費や改修費も年々増加しており、今後も長期間にわたり多額の経費が必要になると予想されております。こうした施設改修につきましては、今後、財政負担の平準化を図るため、中・長期の計画を策定し、実施していく必要があると考えており、公共施設等総合管理計画に基づき、今年度策定予定の公共施設再配置計画などにより対応してまいりたいと考えております。

現在、本巢市は、経常収支比率が県内自治体の平均よりも低く、弾力性のある財政構造ではありますが、このような歳入見込みと歳出見込みを考えますと、今後、義務的経費の増により、経常収支比率が上昇し、建設事業などの投資的経費に充てる一般財源が減少していくという弾力性に乏し

い財政構造になり、財政の硬直化が進行していく懸念があります。

このため、将来にわたり財政の健全性を維持していくためには、収入に見合った歳出規模、財政構造にしていくことが必要であり、今後も引き続き行財政改革を推し進め、行政運営の原則である最少の経費で最大の効果を生み出す行政運営に努め、経常経費を削減するとともに、事業を計画的に進めることで財政の健全性の維持に努めてまいりたいと考えております。

こうした本市の財政環境を踏まえながら編成いたしました平成30年度一般会計当初予算は、歳入におきましては、自主財源の柱である市税収入は、景気の緩やかな回復を受け、個人市民税と法人市民税は増収となっておりますが、3年に1度の評価がえによる固定資産の評価減などにより、対前年度当初比約8,100万円減の約50億9,000万円余を見込んでおります。地方交付税は、最終年となる段階的縮減を見込み、対前年度当初比4,000万円減の39億円を見込んでおります。地方譲与税、地方消費税交付金など国からの交付金は、地方財政計画に基づき、対前年度当初比約4,100万円増の10億3,000万円余の収入を見込んでおります。繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金を初め、真桑幼稚園整備事業や真桑文楽保存伝承施設整備事業などに充当するため、対前年度当初比約2億2,000万円増の11億4,000万円余、諸収入につきましては、土地開発公社解散精算金及び岐阜市へ派遣する消防職員の職員給与費分に係る負担金などで、対前年度当初比約9億円増の13億7,000万円余、市債につきましては、長良糸貫線整備事業及びパーキングエリア周辺公園整備事業などに要する合併特例債の発行増により、対前年度当初比約4億4,000万円増の17億5,000万円余を見込んでおります。

歳出におきましては、当面する喫緊の課題で国を挙げて取り組んでおります地方創生、経済再生に新年度も引き続き全力で取り組むため、教育・子育て支援、移住・定住対策、景気・雇用対策などの事業を重点的に行うための経費に加え、平成36年度までに整備される予定の東海環状自動車道を最大限活用し、地域に活力を生み出すために、アクセス道路、企業用地、都市公園などの整備のための経費や、今後ますます複雑・多様化する災害から市民の生命、身体、財産を守るための消防の広域化事業などに所要の経費を計上しております。

こうした歳入歳出の見込みで編成いたしました新年度の一般会計当初予算の総額は、対前年度当初比で9.8%増、15億5,000万円増の174億2,000万円となっております。増額の主な要因は、企業用地造成事業特別会計への繰入金、消防の広域化に伴う経費及びパーキングエリア周辺公園整備事業などによりまして、平成17年度当初予算に続き、合併以降2番目の予算規模となっております。

特別会計につきましては、新たに設置いたします企業用地造成事業特別会計で5億9,600万円の増、後期高齢者医療特別会計で被保険者数の増等により1,600万円の増額となっておりますが、国民健康保険特別会計（事業勘定）では、被保険者数の減と平成30年度から運営主体が岐阜県となることから予算額は減少し、また農業集落排水事業特別会計及び公共下水道特別会計でも、それぞれ施設管理費の減により予算額は減少し、新年度の特別会計予算の総額は対前年度当初比で3.9%減、2億4,100万円減の59億400万円となっております。

水道事業会計につきましては、受託工事費及び減価償却費の減等により、予算の総額は対前年度

当初比で1.8%減、2,900万円余減の15億9,200万円余となっております。

また、新年度予算では、日本一住みよいまち本巢市、元気なまち本巢市を目指して、企業などの産業活動支援、観光対策、子育て支援、高齢者対策、危機管理、環境対策、教育の振興、協働の推進、過疎対策、景気・雇用対策、人口減少対策の11項目の施策について、前年度に引き続き点検・見直しを行い、新たな施策や拡充・強化のための予算を計上し、よりきめ細やかな予算編成に努めたところでもございます。

それでは、平成30年度予算の主な施策につきまして、さらに元気で笑顔あふれる本巢市づくりに向け、重点的に取り組む6つの基本政策に基づき、新規及び拡充事業を中心に順次御説明を申し上げます。

まず、基本政策の1つ目は、地域資源を生かして活力を創造するまちについてでございます。

活力ある地域にするために、魅力ある特産品の開発や、商工会などと連携した活力のある商工業育成、企業誘致、観光振興など、新たな産業の生まれるまちづくりを推進してまいります。

まず、産業の創出や雇用の場を確保するため、平成36年度までに整備される予定の東海環状自動車道のインターチェンジが市内に整備されるという立地条件を生かし、市内への企業誘致を進めてまいります。新年度は、工場適地調査に基づき、既存の工業団地の周辺等において新たな企業用地造成事業を進めてまいります。

また、現在整備が進められております東海環状自動車道の開通により、本市の都市構造の変化が予想されることから、こうした変化に対応した土地利用を図るため、今年度、本巢市都市計画マスタープランの見直しを行いました。新年度は、都市計画区域としての整備、開発、保全の方針である本巢都市計画区域マスタープランの改定を進めてまいります。

また、商工業の活性化と地域の振興を図るため、市の助成金であります移住・定住補助金などを市内限定で利用できるもとまる商品券で支給しておりますが、引き続き実施していくとともに、本巢市商工会が新年度も発行を予定しておりますプレミアムつき商品券発行事業にも引き続き支援してまいります。

景気・雇用対策につきましては、新年度も道路新設改良など普通建設事業費に所要の予算を配分し、景気対策に努めるとともに、市内の事業者への優先発注などを通じ、地域での雇用の場を確保してまいります。

また、本巢市民の雇用を確保するため、市民を雇用した企業に対し、新年度も雇用奨励金を交付してまいります。

農業は、本市の基幹産業でもありますが、農業従事者の減少や高齢化の進行、耕作放棄地の拡大など、多くの課題に直面しております。こうしたことから、農地の集積・集約化と担い手を育成するため、国の交付金の対象外である農地に対しても市独自の助成を行う農地集積・集約化推進助成事業を新たに実施してまいります。

また、意欲のある新規就農者に対し、引き続き支援をしておりますほか、経営体などが実施する農業用機械や施設の導入経費についても引き続き助成してまいります。

また、捕獲した鹿、イノシシ等の有効活用や埋葬処理の適正化を図るため、ジビエ肉を活用したジビエ6次産業化を推進しておりますが、新年度は里山ジビエ会が行うジビエ販売施設の整備に助成してまいります。

また、有害鳥獣捕獲につきまして、猿の被害対策として、群れごと捕獲するわなを、26年度以降、市内6カ所に設置しておりますが、農作物被害防止に一定の成果があることから、地域の要望を聞きながら、増設も含め、引き続き設置・運営してまいります。

林業振興につきましては、森林の多面的機能の維持・増進を図るため、新たに森林の土地所有者等の情報を林地台帳として整備・公表してまいります。

また、県の森林・環境税事業である清流の国ぎふ市町村提案事業の採択を受け、根尾谷断層周辺の森林を間伐・除伐することにより良好な景観を生み出す森林整備を行ってまいります。

観光振興につきましては、国の史跡指定を受ける予定の船来山古墳群の整備に合わせ、船来山周辺の既存施設も活用した観光拠点とするため、新たに船来山観光資源開発基本構想を策定してまいります。

また、平成30年に開山1,300年を迎える能郷白山への誘客促進を図るため、観光協会が行う能郷白山開基1300年記念事業に対し、新たに助成するとともに、能郷白山への登山者が安全・安心、快適に登山が楽しめるよう、仮設トイレの設置や登山道の危険箇所を整備してまいります。

過疎対策につきましては、人口減少が顕著になっております市北部地域への移住・定住を推進するため、地域おこし協力隊員を根尾地域・外山地区に各2名の4名を配置しておりますが、任期満了等により新年度交代する2名のうち1名は、新たな活動として、ジビエの6次産業化によるビジネス創出と鳥獣害対策を地元住民との交流により進めてまいります。

また、市北部地域への移住・定住を推進するため、平成28年12月から開始しました水鳥団地分譲地の無償譲渡につきましては、実績が少ないため、PRの強化に加え、さらに活用しやすい利用形態を今後検討してまいります。

また、子育て世代を含め、多くの方に市内へ移住・定住をしていただくため、市外からの移住者等に移住・定住補助金を交付しておりますが、年々交付件数が増加し、移住者等が増加しておりますことから、引き続き助成してまいります。

協働の推進につきましては、市民活動団体が主体的に取り組むモデル的な事業に対し、一定期間限定で助成をしておりますが、新年度は期間終了後も引き続き活動ができる組織と一定の財政基盤を有する団体に対し、市民活動助成金を交付し、その活動を支援してまいります。

また、市民協働まちづくり推進委員会から提言を受けております市民協働サポートセンターの設置につきましては、新年度、糸貫ぬくもりの里を活用し、（仮称）本巣市市民協働サポートセンターの整備を進めてまいります。

次に、基本政策の2つ目は、安心してみんなで子どもを育てられるまちについてでございます。

少子化対策や子育て支援などにより、安心して地域で子どもを育てることができるまちづくりを推進してまいります。

まず、子ども・子育て支援につきましては、現行の子ども・子育て支援事業計画が平成31年度で計画期間が終了することから、新年度、計画立案に向け、現行計画の評価と課題の整理を行い、今後必要となる子育て支援施策の検討を進めてまいります。

また、平成28年度から、市内8園全ての園において、未満児から小学校入学前までの園児等をお預かりする幼保一体型の幼児園方式で幼児教育を実施しておりますが、こうした幼児園のうち、築31年が経過しております真桑幼児園につきまして、新園舎建築に向け、新たに用地を取得するとともに、建設のための設計業務を進めてまいります。

また、保護者の就労形態やライフスタイルの多様化などの影響もあり、延長保育や預かり保育を利用する園児が増加しておりますが、幼児園では保育者が園児のための保育の事業計画、個別支援計画などの作成業務に十分な時間がとれないなどの状況が生じております。このため、作成業務を軽減し、本来の保育へ専念できるよう、幼児園業務支援システムを新たに導入してまいります。

少子化対策につきましては、結婚を考えながらも出会いの機会が少ない独身男女に対する結婚支援対策として、新年度も出会いの場の創出と気軽に交流ができるイベントを複数回計画的に実施する市民団体に対し、支援してまいります。

健康対策につきましては、子どもたちが安心して健やかに成長できる環境を整備するため、新たに生後6カ月から15歳までの乳幼児等を対象にインフルエンザ予防接種料金の一部を助成してまいります。

また、平成29年7月の国の自殺総合対策大綱により、都道府県・市町村も自殺対策計画の策定が義務化されたことから、新年度、自殺対策行動計画を策定してまいります。

次に、基本政策の3つ目は、人に優しく生きがいのあるまちについてでございます。

地域で支え合い、高齢者や障がい者が安心して健やかに生き生きと暮らせるまちづくりを推進してまいります。

まず、高齢者の異常等を早期に発見し、対応するため、現在、民生委員、福祉協力員や日々訪問を主としております事業所などに御協力いただき、地域ぐるみで高齢者を見守る地域見守りネットワーク事業の実施と、独居高齢者等が在宅において病気などで緊急に連絡したいときに使用する緊急通報システムを運用しておりますが、この緊急通報システムは、現在、本巢消防本部に直接つながる仕組みになっており、新年度からの消防業務の広域化に伴い、このシステムが使えなくなることから、新たに通報先を民間企業のコールセンターに変更し、運用することで、引き続き独居高齢者等の安全・安心を確保してまいります。

また、高齢者の外出の機会と交流を創出し、いつまでも元気に暮らすことができるようにするため、うすずみ温泉入浴券等を交付するシニア元気いきいき支援事業や高齢者タクシー利用助成事業を引き続き実施してまいります。

障がい者対策につきましては、障害者総合支援法や児童福祉法等の改正が新年度から施行されることに伴い、介護・訓練、通所などへの支援を拡充してまいります。

次に、基本政策の4つ目は、心が通い合う、安全で安心して暮らせるまちについてでございます。

豊かな自然環境を保全し、防災対策や交通安全対策などにより、心豊かに暮らせるまちづくりを推進してまいります。

近年、全国各地で大規模地震による被害が発生しているほか、ゲリラ豪雨や台風による大規模な風水害被害も発生しております。本市においても、南海トラフによる大規模地震、山間地での土砂災害や平野部での河川氾濫などの風水害被害の発生、さらには東海環状自動車道開通による大規模自動車事故等、今後ますます複雑・多様化していく災害への対応が必要となっております。こうした災害から、市民の生命、身体、財産を守るため、現在、本巢市と北方町とで構成しております本巢消防事務組合を解散し、新年度から岐阜地域4市1町で構成する広域の消防・救急体制において、市民の安全・安心の確保を図ってまいります。

また、地震時に生命の安全を確保するため、旧耐震基準の木造住宅を対象に、耐震シェルターまたは耐震ベッドを設置する費用に対し、新たに助成してまいります。

また、市民の安全・安心を確保するため、緊急地震速報や弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、全国瞬時警報システムを利用して市民に緊急情報として提供しておりますが、このシステムの受信機が新年度で使用できなくなるため、新型の受信機へ更新してまいります。

また、地域の消防力を強化するため、新年度、小型動力ポンプ積載車を2台更新してまいります。

また、災害時の危機管理体制の強化と効率的な行政運営を図るため、庁舎の統合について、引き続き庁舎統合検討有識者会議において御意見をお聞きし、検討を進めてまいります。

さらに、市民が悪質商法などの犯罪に巻き込まれないようにするため、関係者の協力もいただきながら、賢い自立した消費者の育成に取り組んでまいります。

次に、基本政策の5つ目は、住みやすく、利便性の高い快適なまちについてでございます。

幹線道路網の整備や都市公園の整備、また公共交通機関のネットワーク化などにより、利便性を高め、住みやすく快適なまちづくりを推進してまいります。

まず、東海環状自動車道西回りルートにつきましては、平成36年度までに整備される計画で、現在、着々と整備が進められております。本巢市内におきましても、用地買収は約98%と順調に進み、インターチェンジやパーキングエリア周辺での工事や根尾川の架橋工事が実施されており、今後も整備が進んでいくものと期待をしております。市としましても、今後とも用地買収の早期完了に向け、協力をしてまいりますとともに、早期に全線開通をしていただくよう、引き続き要望活動に努めてまいります。

また、東海環状自動車道（仮称）本巢パーキングエリアを活用するため、パーキングエリアに近接した場所に、市民に憩いの場やハイウエーオアシスとして地域振興の場を提供するとともに、大規模災害時には、災害救助、物資の緊急輸送、救急医療の支援拠点となるなど、防災機能を持った都市公園を整備してまいります。新年度は、必要となる土地購入などを進めてまいります。

また、道路の整備につきましては、新年度も、東海環状自動車道へのアクセス道路や、今年度策定予定の道路網整備計画に基づき、幹線道路の整備を重点的に進めてまいります。

都市公園の整備につきましては、新年度、旧本巢保育園及び旧本巢西保育園の跡地に、地元の皆様とのワークショップによりいただいた意見を集約・反映させた公園を整備してまいります。

また、自治会が管理しております地区公園につきましては、子どもたちの遊び場の安全性を確保するため、新たに遊具の点検、修繕、撤去などに係る費用の助成を行ってまいります。

公共交通の整備につきましては、市営バスにつきまして、市民の皆様の意見を反映させたダイヤ、ルートの見直しなど、引き続き利便性の向上に努めてまいりますとともに、新年度購入を予定しております2台の車両を安全、快適に利用していただけるよう、車椅子対応低床バスに更新してまいります。

また、現在4市町で協議を進めております広域バスの運行につきましては、実現に向けた協議・検討を進めてまいります。

また、樽見鉄道につきましては、新年度におきましても沿線5市町で協調し、支援をしてまいります。

地球温暖化対策といたしましては、市内に設置しております防犯灯を省エネ効果の高いLED灯具に順次交換しておりますが、平成31年度末を目途に全ての水銀灯のLED化を計画的に進めてまいります。

次に、基本政策の6つ目は、人材の育成や市民活動が活発な元気なまちについてでございます。

次代を担う子どもたちの教育環境づくりや、市民と行政が協働する市民の自主的な活動の支援、生涯にわたり学べる環境づくりを進めることで、元気なまちづくりを推進してまいります。

まず、学校の教育環境の整備につきましては、市内小・中学校の増改築や耐震補強等の大規模改修はおおむね完了し、今後は老朽化していく施設を計画的に整備していく方針であります。新年度は、真正中学校の北校舎屋上の防水事業と屋外運動場南東側の雑木林の伐採、除根及び整地を実施してまいります。

また、学校内への不審者侵入や学校施設の器物破損などの犯罪行為を未然に防止し、生徒の安全・安心な学校生活を確保するため、本巢、真正、糸貫の3中学校に防犯カメラを設置してまいります。

また、学校のICT化を推進するため、中学校での整備に続き、小学校の普通教室及び特別支援学級の全ての教室に電子黒板の整備を進めておりますが、新年度は、本巢小、席田小、土貴野小及び一色小に整備してまいります。この整備で、市内全小・中学校での整備が完了いたします。

また、本巢市の特色である小学校からの英語教育をより充実し、児童・生徒が英語を身につけたという意欲をさらに高めるとともに、英語を用いて自分の思いを臆せず表現できる力を身につけさせるため、英語学習指導員を増員するとともに、英語好きの小・中学生が英語のみを使って1泊2日の生活を楽しむイングリッシュ・デイズ・イン・ネオを引き続き開催してまいります。

また、市内小・中学生の体力が、体力テストの結果、全国と比較し低いことが判明しましたが、この原因の一つは幼児期からの遊びを通した運動環境にあると考え、今年度から岐阜大学の協力をいただき、市内8幼稚園において運動プログラムを実施し、効果を上げていることから、新年度は

市内8小学校においても実施してまいります。

また、学習支援、生活支援、教育相談など、きめ細やかな指導を行うため、新年度も引き続き非常勤講師を各学校の実態に応じ配置してまいります。

生涯学習の支援につきましては、本市の偉人である世界的数学者の高木貞治博士を顕彰するため、今年度、高木貞治記念室を整備しておりますが、新年度は、小・中学生等がさまざまな数学体験ができるよう、遊戯用備品や体験施設などを整備してまいります。

また、近年、手軽に健康づくりができる手段としてウオーキングを楽しむ人がふえていることから、新年度、モレラ岐阜との連携により、ウオーキングコースを整備してまいります。

また、活動の場となります施設が安全で安心して利用できますように、市民スポーツプラザの糸貫川プールの流水プールの改修やトイレの洋式化、スタジアムの芝生整備、また本巣総合運動場の管理道路の整備、糸貫体育センターのトイレ、床及びステージの改修、真正グラウンドのバックネットの改修などを行ってまいります。

青少年育成の推進につきましては、平和教育を推進するため、市内中学2年生の代表が被爆地広島を訪問し、核廃絶と平和のとうとさについて学習する青少年平和教育研修事業を実施しておりますが、新年度は訪問人数を拡大し、実施してまいります。なお、この事業は、平成31年度からは市内中学2年生全員の訪問を予定しております。

歴史・文化の保存につきましては、根尾谷地震断層観察館の観察トレンチが経年劣化により崩壊のおそれがあることから、新年度、のり面改修工事を行うとともに、崩壊原因を調査し、今後の整備計画等を策定してまいります。

また、真桑文楽の保存・伝承のため、新年度、真桑文楽の福田源七郎にかかわりのある土地を購入し、ゆかりの地として後世に残すよう整備してまいります。

以上、市政運営に対する私の所信の一端と、平成30年度予算案などの概要につきまして申し上げさせていただきましたが、国におきましては、少子・高齢化や人口減少が進展する中で、生産性革命と人づくり革命を車の両輪として2020年に向けて取り組んでいくとしており、人口の減少克服と地域の活性化に向けた対策が講じられてきております。私ども地方公共団体も、こうした国の動きも視野に入れながら市政を推し進めていくことが必要であります。このため、本市におきましても、少子・高齢化と人口減少に伴う課題への取り組みとして、平成30年度予算におきましても、移住・定住対策、教育・子育て支援、景気・雇用対策を重点的に推進していく施策を提案させていただいております。これからも、市民の皆様が元気で笑顔があふれ、安全で安心して暮らせるまちづくりに向け、市民、企業、行政が協働で取り組んでいく市政を進めてまいりたいと考えております。議員の皆様を初め、市民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（鰐本規之君）

暫時休憩といたします。15分程度の休憩としたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。5分でお願いをいたします。

午前10時33分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

ただいまの出席議員数は15名であります。

さきに続き、審議を行います。

日程第4 議案第1号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第4、議案第1号を議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第1号 本巣市教育委員会委員の任命についてでございます。

平成30年3月29日をもって任期が満了となる青山正生氏の後任として黒田隆吉氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

よろしく御審議いただきまして御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鰐本規之君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

確認をしておきたいんですが、この本巣市教育委員会委員につきましては、教育関係者だけじゃなくて幅広い人材からということを以前に申し上げまして、いろいろな人材で構成されているというふうに思いますが、その中でたしかPTA関係の枠というのがあったかと思うんですが、その点についてちょっと確認をしておきたいんですが、今回はこの青山さんが辞任をして、後任としてこの黒田さんという方を任命の議案が出ておるわけでありまして、その点についてちょっと確認だけしておきたいのでお願いします。

○議長（鰐本規之君）

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

その件につきましては、現在、1名はPTAを必ず入れるということになっておりますので、今は真正校区の村瀬委員さんがそのPTAに当たっているという状況でございます。

それから、教員系のみでなく、さまざまな立場の方とか、そういう方向で本巢市はずうっと動いておりますし、今後もそうやって考えていきたいというふうに思います。

○議長（鐔本規之君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

議席番号15番 上谷政明君が出席されましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

日程第5 議案第2号から日程第24 議案第21号まで（上程・説明）

○議長（鐔本規之君）

日程第5、議案第2号から日程第24、議案第21号についてまでを一括議題とします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第2号 本巢市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでございます。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、個人情報の定義の明確化等を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第3号 本巢市防災会議条例の一部を改正する条例についてでございます。

岐阜地域4市1町による消防広域化の運用開始に伴い、防災会議委員を委嘱する者を変更する必

要があるため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第4号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、公務災害時に支給される損害補償の算定基礎額の加算額を改正するため、この条例を定めるものでございます。

以上、議案第2号から第4号までの3議案の詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第5号 本巣市職員定数条例の一部を改正する条例についてでございます。

消防広域化に伴い、新たに消防業務に携わる職員を任用すること及び定員適正化計画の見直しに伴い、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第6号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

職員の時間外勤務手当等に係る1時間当たりの給与額の算出方法の変更、及び消防広域化により本巣消防事務組合職員の一部を新たに任用することに伴い、その職員の給与の取り扱いについて定める必要があるため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第7号 消防広域化に伴う人事関係条例の整理に関する条例についてでございます。

消防広域化により本巣消防事務組合職員の一部を新たに任用することに伴い、人事に関して、これまでの実績を通算する等、規定の整理を行う必要があるため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第8号 本巣市基金条例の一部を改正する条例についてでございます。

本巣市基金をより有効に活用するために4つの積立基金及び3つの運用基金を整理・統合することに加え、平成30年度以降、岐阜県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることに伴い、目的を変更するため、この条例を定めるものでございます。

以上、議案第5号から第8号までの4議案の詳細につきましては、企画部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第9号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、岐阜県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体となることから、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第10号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法の一部改正により、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第11号 本巣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、住所地特例に関する規定の整備を行うため、この条例を定めるものでございます。

以上、議案第9号から第11号までの3議案の詳細につきましては、市民環境部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第12号 本巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を整理するため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、健康福祉部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第13号 本巣市転作促進技術研修センター条例を廃止する条例についてでございます。

転作促進技術研修センターについては、農業振興の拠点施設としての国の処分制限期間が経過したことから、地区公民館として活用できるようにするため、条例を廃止するものでございます。

次に、議案第14号 本巣市企業誘致促進審議会条例の一部を改正する条例についてでございます。

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、支援対象業種が工業等の5業種から産業全般に拡大されたことにより、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第15号 本巣市小口融資条例の一部を改正する条例についてでございます。

中小企業信用保険法の一部改正に伴い、岐阜県信用保証協会が定める融資保証制度が改正されたことにより、小規模事業者への支援を拡充するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第16号 本巣市企業用地造成事業特別会計条例についてでございます。

企業用地造成事業の円滑な運営及びその事業の経理の適正化を図るため、地方自治法第209条第2項の規定により特別会計を設置するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第17号 本巣市織部の里もとす条例等の一部を改正する条例についてでございます。

指定管理者が本巣市観光等施設をより効果的かつ効率的に管理・運営を行うことができるようにするため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第18号 本巣市環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

旅館業法の一部改正に伴い、引用条項を整理するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第19号 本巣市市営住宅条例の一部を改正する条例についてでございます。

公営住宅法の一部改正により、公営住宅入居者の収入申告義務が一部緩和されたことに伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第20号 本巣市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

建築基準法及び同法施行令の一部改正に伴い、制限の内容の整理等を行うため、この条例を定めるものでございます。

以上、議案第13号から第20号までの8議案の詳細につきましては、産業建設部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第21号 本巣市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についてでございます。

弾正小学校体育館の増築により、ミーティングルームを学校体育施設として追加し、開放するた

め、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、教育委員会事務局長から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

議案第2号から議案第4号までの補足説明を総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、議案第2号 本巣市個人情報保護条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の2ページをお開きください。

最初に、改正の趣旨でございますが、個人情報の保護に関する法律の一部改正を受けまして、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正が平成29年5月30日から施行されております。この法改正によりまして、国の個人情報の保護に関する基本方針におきまして、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取り扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められるということの記載がなされたところでございます。この法改正の趣旨を踏まえまして、個人情報保護対策を実施するため、改正するものでございます。

次に、改正内容でございますが、主な改正につきましては6項目でございます。順次御説明をさせていただきますと思っております。

まず1つ目の項目でございますが、個人情報の定義の明確化でございます。

個人に係る情報であって特定の個人を識別できるものの定義を明確にすることは、市及び市民にとってもメリットがあるものと考えております。このため、個人識別番号、指紋データや旅券番号等でございますが、このほか要配慮個人情報、保有個人情報などを個別に規定するものでございます。

次に、2つ目の項目の要配慮個人情報の取り扱いの規定でございますが、要配慮個人情報の定義を新たに規定し、現行の個人情報保護条例で収集制限を設けております思想・信条、人種及び民族、犯罪歴、社会的差別または偏見が生じないように社会的身分に関する情報を、要配慮個人情報として収集制限をするものでございます。

また、個人情報として取り扱う場合には、個人情報取扱事務登録簿に個人情報の内容を記載する必要がございますが、要配慮情報として取り扱う場合には、その旨を記載することを規定するものでございます。

次に、3つ目の項目の特定個人情報、これは個人番号を含む情報でございますが、この取り扱いに係る改正でございます。

特定個人情報の紹介者・提供者の項目等の記録におけます情報提供記録簿でございますが、番号法の改正に伴いまして、法で規定する事務のほか、市独自の事務についても同様の取り扱いをすることを規定するものでございます。

また、特定個人情報として取り扱う場合には、個人情報取扱事務登録簿にその旨を記載することを規定するものでございます。

次に、4つ目の指定管理者の個人情報の取り扱いに係る規定の追加でございますが、現行の条例におきまして、業務の受託を受けたものにつきましては個人情報保護に必要な措置を講じるという規定をしておりますが、指定管理者につきましても同様の措置を講じることを規定するものでございます。

また、後ほど罰則規定について御説明させていただきますが、受託者、指定管理者についても罰則規定の適用者となることを規定するものでございます。

次に、5つ目の項目の死者に関する個人情報について遺族が開示請求を行うことのできる範囲の明文化でございますが、死者に関する個人情報の取り扱いにつきましては、個人情報の保護の範囲を超えるものでございますが、個人情報保護法の趣旨を踏まえながら地域の特性に応じて適正に判断する必要があると通知されたところでございます。この通知に基づきまして、遺族の権利利益等に関する個人情報につきまして、死者を本人とする保有個人情報を開示できるもの及び開示できる情報を規定するものでございます。

なお、権利利益等に関する情報につきましては、慰謝料の請求権、財産及び不法行為による損害賠償権、診療報酬明細、固定資産課税台帳などの閲覧などが該当するものでございます。

次に、6つ目の項目の罰則規定の追加でございますが、地方公共団体における個人情報保護対策の通知におきまして、条例に個人情報の不正な提供に関する罰則を速やかに設けることが適当であると通知されたこと及び、行政事務の電算化やインターネットの普及により、膨大な個人情報が流出し、被害が甚大となる可能性があることに加えまして、現実に公的機関における個人情報の漏えい事件が発生していることから、検察庁の審査・協議を経まして罰則規定を設けるものでございます。それぞれの行為に対する罰則規定につきましては、表に記載したとおりでございます。

なお、改正概要で御説明させていただきました非識別加工情報、これは、個人を識別できる情報を除き、個人情報を符号化して民間業者から利用・提供の目的を、提案を受けまして提供する情報でございますが、この情報を提供するための仕組みづくりの整備につきましては、情報確保の方法及び安全確保の措置など、クリアすべき課題が非常に多くございます。このため、本市といたしましては、全国的に活用される状況となった段階におきまして、改正をいたしたいと考えております。

次に、適用関係といたしまして、施行日につきましては平成30年6月1日でございます。これにつきましては、罰則規定を設けたことによりまして、周知期間を2カ月間設けることによるものでございます。

以上、議案第2号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第3号の補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案概要の24ページをお開きください。

最初に、改正の趣旨でございますが、平成30年4月1日から岐阜地域4市1町による消防広域化の運用が開始されることでございますが、これに伴いまして本年3月31日をもって本巢消防が解散

となります。このことから、本巢市防災会議条例に規定する防災会議委員を委嘱する者を変更する必要がございますから、改正するものでございます。

改正内容といたしましては、本条例第3条第5項第5号に規定しております防災会議委員のうち、本巢消防事務組合消防長を本巢消防署長に改正するものでございます。

適用関係といたしましては、4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第3号の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第4号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案概要の26ページをお開きください。

改正の趣旨でございますが、一般職の職員の給与に関する法律が平成28年11月に改正され、扶養手当の支給額が段階的に改正されているところでございます。非常勤消防団員等の損害賠償額の算定の基礎となる額、いわゆる補償基礎額でございますが、この加算額及び加算の対象につきまして、給与法で規定する扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められております。給与法の改正に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に規定する公務災害時に支給される補償基礎額の加算額が改正されましたことを受けまして、本条例に規定する補償基礎額を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、加算対象の配偶者の加算額につきましては現行の333円から217円に減額し、子に対する加算額を267円から333円に増額するとともに、配偶者がいない場合の子の加算額を廃止し、一律の加算額とするものでございます。また、孫、父母、祖父母、弟妹、重度身体障がい者の加算額につきましては、配偶者及び扶養親族に係る子がいない加算額300円を廃止し、一律217円の加算額とするものでございます。

次に、適用関係につきましては、30年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、この改正による規定は施行期日以降に生じた損害賠償並びに同日前に支給すべき事由が生じた同日以降の傷病補償年金等に適用し、施行日の期日前に生じた損害賠償及び同日前に支給すべき事由に生じた同日以前の期間に係る傷病年金等につきましては、従前の例により支給するものでございます。

以上、議案第4号の補足説明とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

議案第5号から議案第8号までの補足説明を企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、議案第5号 本巢市職員定数条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の29ページをごらん願います。

まず改正の理由でございますが、岐阜地域4市1町による消防広域化に伴い、新たに消防業務に

携わる職員を任用すること及び定員適正化計画の見直しに伴いまして、職員定数の見直しを行うものでございます。

次に、改正の内容でございますが、まず(1)の定数を定めております第2条第1項関係では、新たに消防業務に携わる職員を任用することによる市長の事務部局定数を増員し、また定員適正化計画の見直しに加え、これまでの組織・業務内容等の見直しによりまして、各区分の定数の見直しを行うものでございます。

次に、(2)の定数の外に置く職員を規定しております第2条第2項関係では、新規採用された消防業務に携わる職員につきましては、採用直後に消防学校等において初任教育を受けるため、実際に職場への配属は1年を経過した後でありますことから、定数の外に置くものでございます。

なお、この条例の施行期日につきましては、平成30年4月1日とするものでございます。

次に、議案第6号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。同じく31ページをごらん願います。

まず改正の理由でございますが、職員が勤務しないときの給与の減額や時間外勤務手当などの支給の基礎となる職員の勤務1時間当たりの給与額の算定方法につきましては、これまで国家公務員に準拠して定めておりましたが、地方公務員は労働基準法の適用を受けることとなりましたこと、また、消防広域化に伴い、新たに消防業務に携わる職員の給与の取り扱いを定めることにつきまして、改正するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、まず(1)の勤務1時間当たりの給与額の算出方法を定めております第22条関係といたしまして、国家公務員に準拠し、給料月額に12を乗じた額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた額で除した額と定めておりましたものを、給料月額に12を乗じた額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じた額から、規則で定める時間として、7時間45分に1つの年度における祝日及び年末休暇の日数を合計したものを乗じて得た時間を控除した時間で除した額に改めるものでございます。

(2)の本巣消防事務組合の職員で引き続き本巣市職員となる者に係る経過措置といたしまして、その職員に不均衡が生じないように、給与支給に係る処分、手続、その他の行為、職務の級及び号給、期末手当の計算の基礎となる在職期間、勤勉手当の計算の基礎となる勤務成績の評価期間等につきまして、附則に規定するものでございます。

なお、この条例の施行期日につきましては、平成30年4月1日とするものでございます。

続きまして、議案第7号 消防広域化に伴う人事関係条例の整理に関する条例についてでございます。

34ページをごらん願います。

まず制定の理由でございますが、岐阜地域4市1町による消防広域化により、本巣消防事務組合職員の一部を新たに任用することに伴い、人事に関してこれまでの実績等を通算する必要があるため、この条例を制定するものでございます。

次に、制定の内容でございますが、(1)の本巣市職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部

改正につきましては、本巣消防事務組合の職員時になされた手続等をこの条例の相当規定によりなされたものとみなす規定でございます。

次に、(2)の本巣市職員の再任用に関する条例の一部改正につきましては、本巣消防事務組合の職員時の在職期間を本巣市の職員としての在職期間に通算することを規定するものでございます。

(3)の本巣市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正につきましては、本巣消防事務組合の職員時になされた手続等を、(4)の本巣市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正では、同じく本巣消防事務組合の職員時になされたサービスの宣誓を、(5)の本巣市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正では、同じく本巣消防事務組合の職員時になされた職務に専念する義務の免除を、(6)の本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正では、同じく本巣消防事務組合の職員時になされた手続等につきまして、それぞれの条例の相当規定によりなされたものとみなすことを規定するものでございます。

なお、この条例の施行期日につきましては、平成30年4月1日とするものでございます。

次に、議案第8号 本巣市基金条例の一部を改正する条例についてでございます。

41ページをごらん願います。

まず改正理由でございますが、時代の変遷とともに変化するニーズに的確に対応するため、優先度の高い施策の実現に向けた財源の再配分を行い、効率的な財源充当が行えるよう既存の4つの積立基金及び3つの運用基金を整理・統合することに加えまして、平成30年度以降、岐阜県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることにより、国民健康保険基金の設置の目的に変更が生じることに伴いまして、改正するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、これまで基金条例第2条におきまして、積立基金と運用基金を区別し、定義しておりましたが、基金の整理に伴い、積立基金に統合することから、用語の定義に係る規定を削除いたしますとともに、次のように改めるものでございます。

まず(1)の整理・統合する基金といたしましては、積立基金であります廃棄物等処理施設建設基金、学校教育施設等整備基金、下水道事業対策基金及び情報基盤整備基金、それと運用基金であります地域福祉基金及びふるさと農村活性化対策基金、以上の6つの基金を廃止いたしまして、新たに公共施設等整備基金を設けるものでございます。

また、安藤基金につきましては、従前の運用型から積立型に変更するものでございます。

(2)の設置の目的を変更する基金といたしましては、先ほど改正理由で御説明をいたしましたように、岐阜県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることによりまして、国民健康保険基金の設置の目的を変更するものでございます。

次に、(3)の基金の引き継ぎにつきましては、附則におきまして、廃止をいたします4つの積立基金及び2つの運用基金に属する現金及び有価証券につきましては、新設をいたします公共施設等整備基金に属する現金及び有価証券とすることを規定するものでございます。

3のこの条例の施行期日につきましては、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第5号から議案第8号までの補足説明とさせていただきます。

○議長（鐔本規之君）

議案第9号から議案第11号までの補足説明を市民環境部長に求めます。

森市民環境部長。

○市民環境部長（森 寛君）

それでは、議案第9号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例について補足説明させていただきます。

お手元の議案の概要の48ページをごらんください。

1の改正趣旨でございますが、国民健康保険法及び同法施行令の一部改正に伴いまして、県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市は引き続き事務を行うことになるため、必要な改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございます。

(1)の目次及び第1条関係の改正につきましては、これまで市が財政運営及び事務を行ってきたところでありましたが、平成30年度からは県が財政運営の責任主体となり、市が引き続き事務を行うことになるため、事務の表記を追記するものでございます。

(2)の第2条関係の改正につきましては、本巢市国民健康保険運営協議会の設置根拠を明確化するものでございます。

(3)の第6条関係につきましては、第2条の改正に伴いまして根拠法の表記を修正するものでございます。

3の適用関係でございますが、この条例の施行期日につきましては平成30年4月1日とするものでございます。

続きまして、議案第10号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして補足説明させていただきます。

51ページをごらんください。

1の改正趣旨でございます。

国民健康保険法の改正によりまして、平成30年4月から県が財政運営の責任主体となります。これに伴いまして、国民健康保険税の賦課に係る地方税法の一部改正により、市町村が保険税を賦課・徴収し、県に国民健康保険事業費納付金を納める仕組みとなるため、所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容の(1)課税額、第2条関係でございます。地方税法第703条の4の改正に伴いまして、従前、国民健康保険に要する費用、後期高齢者支援金等及び介護納付金に充てるための国民健康保険の課税額と規定していたものを、平成30年度からの県単位化により、国民健康保険事業に要する費用及び国民健康保険事業費納付金（後期高齢者支援金等分及び介護納付金分を含む）の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額と改正するものでございます。

(2)の国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額、第5条関係の改正でございますが、第2条の改正に伴いまして法令番号を削除するものでございます。

3の適用関係、(1)施行期日ですが、平成30年4月1日からでございます。

(2)の適用区分でございますが、改正後の条例の規定は30年度以後の年度分の保険税について適用し、29年度分までの保険税については従前の例によるものがございます。

続きまして、議案第11号 本巢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足説明させていただきます。

概要の55ページをごらんください。

1の改正趣旨でございます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律及び同法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴いまして、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設されることによる一部改正でございます。

2の改正内容でございます。

住所地特例の規定につきまして、国民健康保険の被保険者が国民健康保険法の規定により同特例の適用を受け、従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が後期高齢者医療に新たに加入した場合、同適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることを新たに規定するものがございます。

3の施行期日でございますが、平成30年4月1日からでございます。

以上、本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例、本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、及び本巢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

議案第12号の補足説明を健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

それでは、議案第12号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元の本巢市議会定例会議案の概要の58ページでございます。

まず改正の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第7次地方分権一括法の提案方式で、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正がされたことによりまして、本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきまして、所要の改正を行うものがございます。

次に、改正の内容でございますが、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定されております幼保連携型認定こども園の認定等の事務権限を指定都市へ移譲すること、及び認定こども園の申請事項等の変更に係る届け出の受理及び報告の徴収事務権限を認定等の権限を有する市へ移譲することを主な内容とするものございまして、法第3条第9項の規

定を、指定都市の長が都道府県知事の認定を要せず、みずから幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置することを可能とする規定とし、同項を第11項とする改正を受けまして、本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第15条第1項第2号の「同条第9項」を「同条第11項」に改めるものでございます。

次に、適用関係でございますが、平成30年4月から施行するものでございます。

以上、議案第12号の補足説明とさせていただきます。

○議長（鐔本規之君）

議案第13号から議案第20号までの補足説明を産業建設部長に求めます。

青木産業建設部長。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、議案第13号 本巢市転作促進技術研修センター条例を廃止する条例について補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要60ページをお願いいたします。

1番、制定の趣旨としまして、研修センターにつきましては、農業振興の拠点施設として、昭和57年から昭和63年にかけて、国の補助金を受けて建設されたものでございます。国の処分制限期間が経過しましたので、地域福祉や住民の交流拠点として地区公民館としての活用をするため、条例を廃止するものでございます。

2の制定内容につきまして、条例廃止後、普通財産として使用貸借契約に基づいての管理を原則としまして、地方自治法の規定による地縁団体につきましては、議会議決をいただいた後、無償譲渡するものでございます。対象施設は、上高屋、長屋、石原、三橋、早野、郡府、数屋、小弾正転作促進技術研修センターの8施設でございます。

3番、適用関係としまして、施行期日を平成30年4月1日としております。

続きまして、議案第14号 本巢市企業誘致促進審議会条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要61ページをお願いいたします。

1番、改正の趣旨としまして、これまで農村地域工業等導入促進法において、農業と工業の均衡ある発展を図るため、農村地域における工業の立地を促進し、新たな雇用を創出することを目的に制定されたところでございますが、今般の産業構造が変化する中で、引き続き農村地域における就業の場を確保するため、支援対象業種を工業等5業種に限定することなく、農村地域で立地ニーズが高いと見込まれる産業にも拡大することができるよう法律の内容が見直されたことにより、所要の改正をお願いするものでございます。

2番目の改正内容としまして、関係法の題名、「農村地域工業等導入促進法」が「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改正されるとともに、条項ずれに伴う改正をするものでございます。

また、用語の改正としまして、法の支援対象が産業全般に拡大されることから、「工業等の導

入」を「産業の導入」に改正するものです。

適用関係としまして、公布の日より施行するものでございます。

続きまして、本巢市小口融資条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要63ページをお願いいたします。

1の改正の趣旨としまして、中小企業の経営の改善・発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律が平成29年6月14日に公布され、信用補完制度を通じて中小企業の経営改善や生産性向上を促進するため、新たなセーフティーネットとして危機関連保証の創設や小規模事業者への支援拡充を行うとともに、信用保証協会と金融機関の連携による中小企業の経営の改善・発達の強化等の所要の措置が講じられることになりました。この中で、小規模事業者の持続的発展を支えるため、小口融資の貸付限度額及び貸付期間の改正を行うものでございます。

改正内容としまして、融資条件の貸付限度額を1,250万円から2,000万円に増額するとともに、貸付期間を96月、8年から、120月、10年に延長するものでございます。

3の適用関係としまして、公布の日から施行し、30年4月1日から適用をするものでございます。

続きまして、議案第16号 本巢市企業用地造成事業特別会計条例について補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要65ページをお願いいたします。

1の制定趣旨としまして、企業用地造成事業の円滑な運営及びその事業の経理の適正化を図るため、一般会計と独立した経理管理を行うため、特別会計を設置するものでございます。

2の制定内容としまして、歳入では、財産売り払い収入、一般会計繰入金、借入金及びその他の収入を規定し、歳出では、企業用地造成事業費、借入金の償還金及び利子、一般会計への繰出金及びその他の支出としております。

3の適用関係としまして、施行期日を平成30年4月1日としております。

続きまして、議案第17号 本巢市織部の里もとす条例等の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要66ページをお願いいたします。

1の制定趣旨としまして、平成30年度より本巢市観光等施設の指定管理者がかわることを契機に、より指定管理者が本巢市観光施設を効果的かつ効率的に管理・運営ができるようにするため、関係条例の規定を整理するものでございます。

2の制定内容としまして、(1)としまして、本巢市織部の里もとす条例の一部を改正するもので、施設の利用時間を明確化し、新たに休業日、利用許可、利用制限、利用許可の取り消し等、利用料金の納入、利用料金の収入、利用料金の免除、利用料金の不還付、原状回復の義務を規定するとともに、条例第12条の追加に伴いまして、新たに別表を定めるものでございます。

(2)としまして、本巢市うすずみ特産販売所条例の一部改正するものでございまして、利用料金の納入に関しまして、新たに別表において販売所の利用料金を規定するものでございます。

(3)の本巢市NEO桜交流ランド条例の一部を改正するもので、利用時間及び利用料金の納入に

関しまして、別表1及び別表2において施設の追加等の整備を行うものでございます。

3の適用関係としまして、施行期日を平成30年4月1日としております。

続きまして、議案第18号 本巢市環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要75ページをお願いいたします。

1の改正趣旨としまして、旅館業法の一部改正に伴いまして、本条例における旅館業の定義を改正するため、所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容としまして、旅館業法の第2条第2項及び第3項にそれぞれホテル営業と旅館営業が規定されておりましたが、法改正に伴いまして、営業種目が統一され、第2項にて旅館・ホテル営業と定義されたことによりまして、本条例第2条第1号に規定します旅館業の定義を改正するものでございます。

3の適用関係としまして、施行期日を旅館業法の一部を改正する法律の施行日としております。

続きまして、議案第19号 本巢市市営住宅条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要77ページをお願いいたします。

1の改正趣旨としまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正に伴いまして、認知症患者等の公営住宅入居者の収入申告義務が緩和されたことによりまして、公営住宅法の改正に伴う公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の一部改正に伴いまして、条項ずれ等の所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容としまして、収入申告義務の緩和に伴う改正で、これまで公営住宅の家賃の算定につきましては、入居者の毎年度の収入申告をもとに決定しており、収入申告がない場合は近傍家賃をもとに家賃を決定したところでございますが、認知症患者等の入居者から収入申告等を受けることが困難と認める場合には、市が官公署の書類の閲覧をすることで把握した収入状況をもって当該入居者の家賃を定めることができるようになりましたので、本規定を追加するものでございます。

また、引用条項の改正及び字句の修正を行うものでございます。

3の適用関係としまして、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第20号 本巢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要84ページをお願いいたします。

改正趣旨としまして、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令によりまして建築基準法施行令が、都市緑地法等の一部を改正する法律により建築基準法がそれぞれ改正されたことに伴いまして、所要の改正をお願いするものでございます。

改正内容としまして、建築基準法の改正及び同法施行令の改正に伴いまして引用条項の整理を行い、当該特定用途制限地域が同法別表第2（か）項の用途地域の指定のない区域に該当する地域であるため、建築してはならない建築物について同法との整合を図るとともに、田園居住地区におい

て建築してはならない建築物について、同法と整合を図るものでございます。

3の適用関係としまして、施行期日を平成30年4月1日としております。

補足説明は以上でございます。

○議長（鰐本規之君）

議案第21号の補足説明を教育委員会事務局長に求めます。

溝口教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、議案第21号 本巣市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要87ページをお開きください。

まず改正の趣旨でございますが、本年度、大規模改修工事を行いました弾正小学校の体育館にミーティングルーム第1及び第2を増設・整備したため、当該施設を本条例に追加し、使用料を定めるものでございます。

改正内容といたしましては、弾正小学校体育館にミーティングルーム第1・第2を追加し、使用料をそれぞれ1時間につき100円とするものでございます。

使用料の根拠といたしましては、平成27年に整備をいたしました席田小学校体育館のミーティングルームと同額の設定をさせていただいております。

施行期日につきましては平成30年4月1日からでございますので、よろしく願いいたします。

以上、補足説明をさせていただきました。終わります。

○議長（鰐本規之君）

暫時休憩といたします。1時より再開しますので、よろしく願いをいたします。

午前11時52分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（鰐本規之君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議席番号14番 瀬川治男君が早退されましたので、御報告いたします。

瀬川議員は本日の議事録署名議員でありますので、会議規則第81条の規定により、会議録署名議員を追加指名いたします。

議席番号1番 高橋勇樹君を指名いたします。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

日程第25 議案第22号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第25、議案第22号を議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第22号 不動産（土地）の取得についてでございます。

本巢市土地開発公社により先行取得した公共施設用地について、土地売買契約を締結するに当たり、本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げます。

○議長（鰐本規之君）

議案第22号の補足説明を総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、議案第22号、不動産の取得、モレラ北公有地についての補足説明をさせていただきます。

今回取得いたしますモレラ岐阜北公有地につきましては、平成17年8月に、下水道処理施設及び幼稚園、給食センター等の公共施設整備のための土地として、土地開発公社が先行取得した土地でございます。これらの公共施設の整備につきましては、下水道計画の変更や幼稚園建設地の変更等によりまして、当初の計画から大きく変わってきておりますことは、これまでの議会等におきまして御説明させていただいたところでございます。このような状況でございますことから、現在、土地開発公社が保有しております本土地を市が買い戻し、引き続き利活用方法を検討するものでございます。

それでは、取得する本土地についての御説明をさせていただきます。

議案の51ページをお開きください。

土地の所在地でございますが、本巢市見延字糸貫川通1414番地61ほか2筆でございます。内訳につきましては、次ページのほうに別紙として添付させていただいております。

次に、面積でございますが、5万7,391.26平米でございます。当初取得いたしました面積につきましては6万6,118.62平米でございましたが、平成19年度に学校給食センター用地として取得し、平成25年度に県道長良糸貫線の用地といたしまして、また翌平成26年度には県道・市道用地といたしまして売却いたしました面積を減じた面積でございます。

次に、現況地目でございますが、現況地目につきましては宅地ということでございます。

次に、取得価格でございますが、取得価格は7億3,351万9,132円でございます。この取得価格につきましては、市の土地開発公社が先行して取得した価格7億6,181万9,000円から、先ほど御説明させていただきました学校給食センター用地買い戻し費及び道路用地費を減じた用地費に、これまでに土地開発公社が工事に要した費用、除草等に要した諸経費、借入金融機関への支払い利息を加

えた価格でございます。

次に、契約の相手方でございますが、本市の土地開発公社の理事長でございます石川博紀氏でございます。

なお、この取得いたします土地につきましては、当分の間は引き続き本巢マネージメント合同会社、モレラ岐阜でございますが、こちらに賃貸するほか、東海環状自動車道整備に伴う仮の代がえ地といたしまして北方自動車学校に賃貸する予定でございます。

以上、議案第22号の補足説明とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第26 議案第23号及び日程第27 議案第24号（上程・説明）

○議長（鰐本規之君）

日程第26、議案第23号及び日程第27、議案第24号についてを一括議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第23号 本巢東辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。

既に策定した本巢東辺地に係る総合整備計画について、市道及び林道における辺地対策事業債の予定額を増額するため、議決を求めるものでございます。

次に、議案第24号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。

既に策定した根尾西辺地に係る総合整備計画の変更について、林道における辺地対策事業債の予定額を増額するため、議決を求めるものでございます。

以上、議案第23号及び第24号の詳細につきましては、企画部長から御説明を申し上げますので、よろしく申し上げます。

○議長（鏑本規之君）

議案第23号及び議案第24号の補足説明を企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、まず議案第23号 本巢東辺地に係る総合整備計画の変更につきまして補足説明をさせていただきます。

本巢東辺地計画につきましては、今回、事業の見直し並びに実施年度の変更等によりまして、計画の変更を行うものでございます。

変更の内容につきましては、議案の概要の90ページをごらん願います。

総合整備計画変更参考資料の新旧対照表でございますが、左が変更前、右が変更後となっております。

初めに、区分2の公共的施設の整備を必要とする事情でございますが、世帯数の減少に伴いまして146世帯を145世帯に変更するものでございます。

続きまして、3の公共的施設の整備計画でございますが、まず市道につきましては、木倉地内の市道本巢3090号線につきまして、新たに舗装工事を必要とする箇所が生じたことによる事業費の増額によりまして、トータルとして辺地対策事業債の予定額を510万円増額し、6,350万円とするものでございます。

また、その下の林道につきましては、主に川内地内の林道猪ノ谷線の舗装事業におきまして、舗装延長の増により事業費を増額し、トータルとして辺地対策事業債の予定額を40万円増額し、1,330万円とするものでございます。

次に、議案第24号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更について補足説明をさせていただきます。

この根尾西辺地計画につきましては、今回、事業の見直し並びに実施年度の変更等によりまして、計画の変更を行うものでございます。

変更の内容につきましては、議案の概要92ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

初めに、区分2の公共的施設の整備を必要とする事情でございますが、世帯数の増加に伴いまして109世帯を110世帯に変更するものでございます。

続きまして、3の公共的施設の整備計画でございますが、まず市道につきましては、主に根尾越波地内の市道根尾83号線におきまして、災害防除事業との調整による舗装事業の見直しなどによりまして、市道のトータルといたしまして、辺地対策事業債の予定額を1,070万円減額し、2億80万

円とするものでございます。

また、その下の林道につきましては、主に根尾能郷地内の林道能郷谷線におきまして、橋梁点検の結果、補修工事が必要になったこと、また根尾大井地内の林道檜ヶ島線の計画期間の見直しによりまして、林道のトータルといたしまして、辺地対策事業債の予定額を2,370万円増額し、6,500万円とするものでございます。

以上、議案第23号及び議案第24号の補足説明とさせていただきます。

日程第28 議案第25号（上程・説明）

○議長（鰐本規之君）

日程第28、議案第25号を議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第25号 市道路線の廃止及び認定についてでございます。

市道改良計画に基づき、市道路線を廃止及び認定したいので、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

議案第25号の補足説明を産業建設部長に求めます。

青木産業建設部長。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、議案第25号 市道路線の廃止及び認定について補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の94ページ、廃止路線位置図をよろしく願います。

都市計画道路長良糸貫線の整備に当たりまして、糸貫2006号線及び糸貫2010号線を廃止するとともに、引き続きまして98ページをお願いいたします。新たに、起点としまして屋井字八幡1302番3地先から、終点としまして見延字村前東785番地先までの糸貫2010号線として、認定をお願いするものでございます。

続きまして、99ページをお願いしたいと思います。

また、この短い部分ですが、既存路線の一部が残りますので、改めてここを糸貫2218号線として認定をお願いするものでございます。

補足説明は以上でございます。

日程第29 議案第26号及び日程第30 議案第27号（上程・説明）

○議長（鰐本規之君）

日程第29、議案第26号及び日程第30、議案第27号についてを一括議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第26号 本巣消防事務組合の解散に関する協議についてでございます。

平成30年4月1日から岐阜市に消防事務を委託するに当たり、平成30年3月31日限りでの本巣消防事務組合の解散について、地方自治法第288条の規定により、関係市町と協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第27号 本巣消防事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてでございます。

平成30年3月31日限り本巣消防事務組合を解散することに伴う財産処分について、地方自治法第289条の規定により、関係市町と協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第26号及び第27号の詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

議案第26号及び議案第27号の補足説明を総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、議案第26号 本巣消防事務組合の解散に関する協議についての補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の61ページをお開きください。

岐阜市への消防事務委託に伴いまして、平成30年3月31日限り本巣消防事務組合を解散するという協議内容でございますが、一部事務組合を解散しようとするときは構成団体の議決を得た協議により都道府県知事に届け出なければならないという地方自治法の第288条の規定がございます。これに基づきまして、今回、議決をお願いするものでございます。

第26号の補足説明につきましては、以上とさせていただきます。

続きまして、議案第27号 本巣消防事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についての補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、今回は議案の概要の100ページのほうをお開きください。

それでは、最初に協議の趣旨でございますが、本年3月31日限りで本巣消防事務組合が解散されますが、これに伴いまして組合財産を処分する場合は構成団体の議決を得た上で行う協議により決することと地方自治法の第289条に規定されております。この規定に基づき、財産処分に係る必要事項を定めるものでございます。

次に、協議内容でございますが、解散に伴い処分する財産につきましては、土地、建物、車両、

基金、債務、岐阜縣市町村職員退職手当組合の負担金のほか、これ以外の組合財産、建物に付随する備品以外の備品等がございます。この処分に係る本市の方針等を昨年12月の議会全員協議会におきまして御説明させていただきましたが、この方針に基づきまして北方町と協議いたしまして、それぞれの財産の持ち分等を定めてまいりました。③の債務を除く財産につきましては、平成20年度から、これは旧巣南町が脱退以降になりますが、平成20年度から10年間の組合分賦金案分を算出する際に用いられた割合による案分率、本巣市が69.3%、北方町が30.7%で持ち分を定め、精算するものでございます。

なお、①の土地及び建物につきましては、今年度、岐阜市において消防署所の適正配置計画、再編計画でございますが、この案を策定し、次年度に決定される予定でございますが、それまでの間は北方町との共有とし、再編計画決定後に精算するものでございます。

また、②の車両のうち、消防署、分署に配備されます予定の消防ポンプ自動車、高規格救急車等の車両につきましては、それぞれ市町に帰属させ、特殊車両等、はしご車とか救助工作車等でございますが、これにつきましては北方町との共有車両とし、車両更新時に更新費用を①の土地、建物と同様の案分率の持ち分で負担するものでございます。

③の債務につきましては、平成24年度から消防デジタル無線整備に伴う緊急防災・減災事業債でございますので、平成24年度から6年間の組合分賦金案分率、本巣市が69.171%、北方町が30.829%により精算するものでございます。

次に、財産の処分の日でございますが、解散時の平成30年3月31日でございますが、基金につきましては、3月31日が土曜日となることから、前日の3月30日とするものでございます。

次に、組合市町に帰属させる職員でございますが、解散時の86名の消防職員のうち、本巣市が60名、北方町が26名とするものでございます。この職員につきましても、先ほど御説明させていただきました組合分賦金案分率、69.3%と30.7%により、それぞれ帰属させるものでございます。

なお、この協議のほか、必要な事項、具体的に申し上げますと、それぞれの財産の精算価格の算定及び精算時期等でございますが、こうした事項につきましては、別途附属協議書を締結し、精算するものでございます。

以上、議案第27号の補足説明とさせていただきます。

日程第31 議案第28号から日程第33 議案第30号まで（上程・説明）

○議長（鐺本規之君）

日程第31、議案第28号から日程第33、議案第30号についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第28号 平成29年度本巣市一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億221万円を減額するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、清流の国ぎふ推進補助金及び野生生物保護管理事業補助金を増額し、ふるさともとす応援寄附金及び財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

また、歳出の主なものといたしましては、除雪事業費、野生生物個体数調整事業費及び新規就農者支援事業費等を増額し、ふるさと納税推進事業費等を減額するものでございます。

また、見延4号橋の拡幅事業など5つの事業につきまして、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、後ほど副市長から御説明を申し上げます。

次に、議案第29号 平成29年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

事業勘定につきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,982万4,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、前年度繰越金を増額し、国民健康保険税及び療養給付費交付金等を減額するものでございます。

また、歳出の主なものといたしましては、平成26年度の療養給付費等負担金に係る還付金等を増額するものでございます。

次に、議案第30号 平成29年度本巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,533万2,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、被保険者数の増に伴い、後期高齢者医療保険料を増額するものでございます。

また、歳出の主なものといたしましては、被保険者数の増に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものでございます。

以上、議案第29号及び第30号の詳細につきましては、後ほど市民環境部長より御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鐔本規之君）

議案第28号から議案第30号までについては、本日予定されている全員協議会において副市長及び担当部長に補足説明を求め、その後に質疑を行います。

日程第34 議案第31号から日程第40 議案第37号まで（上程・説明）

○議長（鐔本規之君）

日程第34、議案第31号から日程第40、議案第37号までを一括議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第31号 平成30年度本巢市一般会計予算についてでございます。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ174億2,000万円でございます。前年度予算額に比べ15億5,000万円、9.8%の増額でございます。

歳入の主なものといたしましては、市税が総額50億9,108万6,000円でございます。

市民税につきましては、主に法人の増収見込みによる法人税割の収入増により8,818万9,000円の増額、また固定資産税につきましては、主に家屋の評価がえによる減により1億8,714万円の減額となっております。

地方消費税交付金につきましては総額6億5,200万円、地方交付税につきましては総額39億円でございます。

国庫支出金につきましては、総額10億5,709万7,000円でございます。

主に、障害児施設給付費等負担金2,157万8,000円の増、公立学校施設整備費負担金1,721万5,000円の皆減、社会資本整備総合交付金1億710万8,000円の減により、前年度予算額より9,224万3,000円の減額となっております。

県支出金につきましては、総額8億7,231万1,000円でございます。

主に、保険基盤安定負担金1,228万7,000円の減、福祉医療費補助金1,514万5,000円の減、獣害防除事業補助金1,890万4,000円の減により、前年度予算額より3,946万円の減額となっております。

繰入金につきましては、総額11億4,182万円でございます。

主に、公共施設等整備基金繰入金2億4,742万6,000円の皆増、安藤基金繰入金7,034万円の皆増により、前年度予算額より2億1,982万5,000円の増額となっております。

市債につきましては、総額17億5,120万円でございます。

主に、合併特例債6億9,950万円の増により、前年度予算額より4億3,820万円の増額となっております。

歳出の主なものといたしましては、総務費関係では、市営バス更新事業に3,875万9,000円、移住・定住促進事業に5,207万円、市民協働サポートセンター整備・運営事業に400万円を計上しております。

民生費関係では、介護・訓練等給付費に4億7,844万5,000円、シニア元いきいき支援事業に920万7,000円、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託事業に307万2,000円を計上しております。

衛生費関係では、自殺対策行動計画策定事業に42万円、妊婦健康診査事業に2,300万1,000円、乳幼児等インフルエンザ助成事業に639万6,000円、合併処理浄化槽設置整備事業補助金に3,366万7,000円を計上しております。

農林水産業費関係では、元気な農業産地構造改革支援事業に7,481万8,000円、農地集積・集約化推進助成事業に278万3,000円、ジビエ販売施設整備事業に190万1,000円、林地台帳整備事業に977万4,000円を計上しております。

商工費関係では、企業立地促進奨励金交付事業に8,753万4,000円、企業用地造成事業特別会計へ

の繰出金に5億9,600万円、船来山観光資源開発基本構想策定事業に324万円を計上しております。

土木費関係では、長良糸貫線道路整備事業に4億6,125万2,000円、文殊公園及びもとす西公園整備事業に1億1,670万5,000円、パーキングエリア周辺の公園整備事業に4億6,944万9,000円、その他道路新設改良事業等を引き続き推進するための予算を計上しております。

消防費関係では、消防事務委託事業に5億8,698万3,000円、職員等防災服充実事業に604万8,000円、Jアラート機器取替事業に245万2,000円を計上しております。

教育費関係では、小学校情報機器整備事業に3,316万7,000円、中学校施設屋外防犯カメラ設置事業に458万6,000円、真桑幼児園整備事業に1億4,750万9,000円、幼児園業務支援システム導入事業に800万2,000円、また真桑文楽保存伝承施設整備事業に7,034万円を計上しております。

以上、一般会計予算の詳細につきましては、後ほど副市長から御説明を申し上げます。

次に、議案第32号 平成30年度本巣市国民健康保険特別会計予算についてでございます。

事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億4,000万円となり、前年度予算に比べ8億3,000万円の減額となっております。

減額の要因としましては、国民健康保険の運営主体県単位化によるものでございます。

次に、施設勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,400万円となり、前年度予算に比べ900万円の増額となっております。

増額の要因としましては、主に根尾診療所の空調設備改修による増によるものでございます。

次に、議案第33号 平成30年度本巣市後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,800万円となり、前年度予算に比べ1,600万円の増額となっております。

増額の要因としましては、主に被保険者数の増に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものでございます。

以上、議案第32号及び第33号の2議案の詳細につきましては、後ほど市民環境部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第34号 平成30年度本巣市企業用地造成事業特別会計予算についてでございます。

本特別会計は、来年度より新たに新設するものでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億9,600万円となっております。

詳細につきましては、後ほど産業建設部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第35号 平成30年度本巣市農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億6,600万円となり、前年度予算に比べ600万円の減額となっております。

減額の要因としましては、主に施設管理経費の減によるものでございます。

次に、議案第36号 平成30年度本巣市公共下水道特別会計予算についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,000万円となり、前年度予算に比べ2,600万円の減額となっております。

減額の要因としましては、主に施設管理経費の減によるものでございます。

次に、議案第37号 平成30年度本巢市水道事業会計予算についてでございます。

収益的収入及び支出につきましては、収入・支出それぞれ8億3,500万円となり、前年度予算に比べ1億900万円の減額となっております。

減額の要因としましては、主に受託工事費及び減価償却費の減によるものでございます。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は3億8,603万1,000円となり、前年度予算に比べ1億67万5,000円の増額となっております。

増額の要因としましては、主に工事負担金の増によるものでございます。

資本的支出は7億5,709万3,000円となり、前年度予算に比べ7,964万5,000円の増額となっております。

増額の要因としましては、主に建設改良費の増によるものでございます。

以上、議案第35号から第37号までの3議案の詳細につきましては、後ほど上下水道部長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上、今議会に提出いたしました全議案につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議いただきまして適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

議案第31号から議案第37号までについては、本日予定されている全員協議会において副市長及び担当部長に補足説明を求め、その後に質疑を行います。

日程第41 議員派遣について

○議長（鰐本規之君）

日程第41、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

散会の宣告

○議長（鰐本規之君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

3月2日金曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会をいたします。御苦労さまでございました。

午後1時39分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏑 本 規 之

署 名 議 員 瀬 川 治 男

署 名 議 員 大 西 徳 三 郎

署 名 議 員 高 橋 勇 樹